

## 応募方法

- ▶ 応募用紙に、事業者の概要、取組、応募者名又は推薦団体名等を記入し、広島市へEメール、FAX、郵便等により提出してください。
  - ▶ 応募用紙は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/index2.html>) の「総合トップページ」→「市政」→「企業、団体の方」からもダウンロードできます。
- 男女共同参画推進事業者表彰 広島市
- ▶ 自薦（事業者又は従業員の方による応募）、他薦（経済団体、労働者団体等による推薦）を問いません。

## 選考

- ▶ 応募又は推薦いただいた事業者について、選考委員会の意見を基に市長が決定し、「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰します。
- ▶ なお、**選考にあたっては、事前に調査票の提出を依頼するとともに、取組状況やその実績等についてお尋ねします。**

## 表彰

- ▶ 令和3年6月23日～29日の男女共同参画週間の期間中又はその前後に、市長が表彰を行います。表彰された事業者については、広島市ホームページなどで取組内容等を広く市民にPRするとともに、ロゴマークを付与します。



表彰事業者ロゴマーク▶

## 優遇措置 (令和2年9月末現在)

- ▶ この表彰を受けた事業者は、本市の次の制度を利用できます。
- (1) 入札制度における優遇措置
  - 競争入札参加資格審査申請業者（建設工事、建築物清掃及び常駐警備）について等級による格付を行う際に加点
  - 総合評価方式による競争入札の際に加点
- (2) 男女共同参画・子育て支援資金による中小企業に対する低利融資

### 男女共同参画・子育て支援資金特別融資制度

- ▶ 職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するための融資制度です。令和2年度の概要は次のとおりです。

※融資の決定にあたっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

資金使途	運転資金・設備資金	融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資限度額	8,000万円以内	融資利率	年1.2%以下

### 応募先及び問合せ先

## 広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
電話 082-504-2108 FAX 082-504-2609  
E-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp

男女ともに働きやすい職場づくりを応援します！

第16回

# 広島市男女共同参画 推進事業者表彰



広島市では、女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援などに積極的に取り組まれている事業者を表彰します。  
みなさんの応募をお待ちしています。



募集期間

令和2年12月1日(火)

令和3年2月15日(月) 必着

## 応募対象事業者

- ▶ 次のいずれかの取組を行っている、広島市内に本社・本部を置く事業者。（企業だけでなく、協同組合、公益的法人、特定非営利活動法人（NPO法人）なども対象になります。）

### ● 従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。

- (1) 育児・介護休業制度が整備・活用されている。（男性の育休取得奨励など）
- (2) 仕事と地域活動の両立ができる制度が整備・活用されている。
- (3) その他、柔軟な働き方ができる制度が整備・活用されている。など

### ● 女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。

- (1) 女性の管理職を積極的に登用している。
- (2) 女性の職域拡大に積極的に取り組んでいる。
- (3) 女性の再就職を積極的に支援し又は受け入れている。
- (4) その他女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。など

### ● その他、男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。

- (1) 男女共同参画推進に関する研修等について積極的に実施又は参加している。
- (2) 事業者の宣伝媒体（コマーシャル、チラシ等）、社内広報等で男女共同参画の視点を取り入れている。など

※次の事業者は対象外とします。

- 各種法令に違反している事業者
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している団体

広島市は、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の構成員です。

# 第15回表彰事業者の取組を紹介します。



## 社会福祉法人あと会

社会福祉事業

- ▶ 毎月の勤務予定を作成する際に休暇取得状況を参考にしており、特に非正規従業員の年次有給休暇取得率が大きく増加した。
- ▶ 企業内保育所を設置するとともに、利用料を低額に設定することで、利用しやすい環境を整備している。また、最寄りの保育所に入所できない場合、企業内保育所を利用できる事業所への異動を可能とし、育休からの復職を支援している。
- ▶ 地域行事への協力を出勤扱いとする制度を設けている。
- ▶ 男女の区別なく能力評価により管理職への登用を行っており、管理職に占める女性の割合が62.5%となっている。

## 株式会社荒谷建設コンサルタント

建設コンサルタント業

- ▶ 子が3歳に達した4月末まで取得できる育児休業制度や、子が7歳に達した日の属する年度末まで取得できる育児短時間勤務制度など、法定基準を超える制度が整備されており、特に、配偶者の出産時に2日間取得できる休暇は、平成30年度は対象者全員が取得している。
- ▶ その他ワーク・ライフ・バランス実現のために新たな働き方を検討するプロジェクトを設立している。

- ▶ 平成31年4月の女性管理職は1名のみであるが、係長級に占める女性の割合は平成28年4月の16.7%から平成31年4月の39.5%と増加している。

## 株式会社アンフィニ広島

自動車小売業

- ▶ 19時以降の時間外勤務は、より上位職の事前承認を必要とすることや、時間外労働時間を見える化することにより、時間外勤務の削減に努めている。
- ▶ 年次有給休暇取得の義務化に合わせて、管理職向けに会議や研修会で取得促進について説明したことなどにより、有給の取得率が増加している。
- ▶ 女性管理職の割合は平成28年4月の10.2%から31年4月は12.0%と着実に増加している。県内18店舗中3店舗の店長が女性であり、特に店長候補や次世代のリーダー育成に注力している。また、男性従業員が多い業界であるが、県内全店舗に女性従業員を配置しているほか、女性比率は営業職が42%、整備職は7%となっている。

## 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国

情報サービス業

- ▶ 子が3歳に達するまで取得できる育児休業制度や、子が小学3年生修了まで活用できる育児短時間勤務制度など、法定基準を超える制度が整備されている。
- ▶ 年次有給休暇は、社長のトップマネジメントのもと完

全取得を目指しており、取得計画と実績に乖離がある社員に対しヒアリングを実施し、高い取得率を維持している。

- ▶ 失効となる年次有給休暇を積み立て、原則として1週間以上の休暇を必要とする場合に利用できる独自の「ライフプラン休暇」制度があり、平成31年度は16人が取得し、リフレッシュ、ボランティア活動、介護、子の学校行事等への参加などに利用されている。
- ▶ 女性社員を男性社員と同様に、幅広い職種に配置している。

## 東洋省力株式会社

金属製品製造業

- ▶ 「こども参観日」を実施し、育児をしながら働く社員への理解を深めている。
- ▶ 年次有給休暇の取得率は平成28年度から年々増加傾向にある。有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりのため、社員や家族の誕生日、記念日に取得する「マイホリデー制度」を実施している。
- ▶ 短納期受注（2週間以内）を断り、計画性のある工程で業務を行っている。
- ▶ 雇用形態を変更できる制度があり、パート又は契約社員から正社員にした実績がある。
- ▶ 工具や器具、設備に関して、女性と共有できるものあるいは女性限定で使用するものを導入している。
- ▶ 委員会を設置し、男女関係なく意見が言える場所を作っている。

## 西日本高速道路サービス中国株式会社

料金収受業

- ▶ 月45時間以上の時間外労働実施率が、平成28年度から30年度までの3年間に於いて0.1%以下である。
- ▶ 年次有給休暇については、正規・非正規職員ともに入社から3か月後に付与しており、取得率は平成28年度から30年度までの3年間に於いて、正規・非正規職員ともに90%を超えている。
- ▶ ダイバーシティ講習会を開催し、女性活躍推進に向けた社員教育に注力している。
- ▶ 管理職及び係長級における女性の割合は平成31年4月において約3割となっている。また、87の事務所の

うち、24の事務所の所長が女性である。また副所長以下、リーダー等にも女性を積極的に登用している。

## 学校法人広島女学院

サービス業（教育）

- ▶ 配偶者の出産休暇を産後2週間内において3日を付与している等の制度を策定しており、平成28年度及び29年度において取得実績がある。
- ▶ 育児休業期間中に昇給期がある場合は、復職時に昇給が可能となる人事管理制度を導入している。また、「育児休業の期間中は、任期付きまたは臨時的採用により、当該職員の職務を補充」と規程に明記しているなど、休暇・休業制度を利用しやすくする取組を行っている。
- ▶ 管理職における女性の割合は、平成28年4月における40%から、平成31年4月には50%となっている。

## 広島電鉄株式会社

運輸業

- ▶ 子が3歳に達するまで取得できる育児休業制度や、満1歳未満の子を養育する社員が配偶者の分娩の際や育児を目的に取得できる有給の育児目的休暇を設定するなど、法定基準を超える制度が整備されている。
- ▶ 社員全員が仕事と家庭を自律的に両立できるよう、事由を問わない短時間正社員制度を導入、育児や介護を行う社員や本人の疾病からのリハビリ等、幅広く活用されており、令和2年2月までに49人が制度を利用している。
- ▶ 企業内保育所の設置、子の看護休暇等の有給化などの取組を行っている。また、現場管理職を対象に、部下から子の看護休暇の申請があった際の対応をテーマに研修を実施しており、同休暇の男性の取得人数が100人を超えている。
- ▶ 年次有給休暇の取得率が低い社員を対象に、有休奨励日を設定するなどの取組により、8割以上の高い取得率を維持している。
- ▶ 平成31年4月の管理職に占める女性の割合は4.3%であるが、3年前と比べて3人増えている。また、女性の積極的な採用を図っており、管理職予備軍である係長級に占める同割合は15.4%となっている。